

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

### 香川県人事委員会規則第3号

#### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(研究職給料表の適用範囲) 第2条 略  <u>(1)～(7)</u> 略  <u>(8)～(10)</u> 略 2 略	(研究職給料表の適用範囲) 第2条 研究職給料表の適用を受ける機関又は部課等は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 濑戸内海歴史民俗資料館</u> <u>(2) 香川県漆芸研究所</u> <u>(3)～(9)</u> 略 <u>(10) 香川県教育センター</u> <u>(11)～(13)</u> 略 2 研究職給料表は、前項に規定する機関又は部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、公衆衛生業務に従事する医師及び主として庶務、会計等の管理事務に従事する者は除く。
(医療職給料表(二)の適用範囲) 第4条 略 (1)～(8) 略  <u>(9)</u> 略	(医療職給料表(二)の適用範囲) 第4条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。 <u>(1)～(8)</u> 略 <u>(9) 消費生活センターに勤務し、商品テストに関する業務に従事する薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技師</u> <u>(10)</u> 略

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。